

平成 12 年 1 月 28 日 制定（空航第 59 号）
令和 4 年 3 月 29 日 最終改正（国官参事第 826 号）

航空局長

機長の認定に係る技能審査に関する指定訓練の指定基準

1. 航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）第 164 条の 2 第 1 項の「国土交通大臣が指定する訓練」（以下「指定訓練」という。）の指定は、次に掲げる基準に適合するものについて行うものとする。

- (1) 航空機の操縦室における乗組員の連携並びに指揮統率及び判断・意思決定の能力向上を目的とするものであること。
- (2) 訓練方法は、シミュレーターによる実際の路線運航の模擬飛行（飛行前のブリーフィングを含む。）によるものであって、原則として実機による通常の乗務編成（機長、副操縦士、航空機関士）により構成されていること。
- (3) 訓練内容が機材故障、天候悪化等異常状態における航空機の操作及び措置を含む適切なものであること。
- (4) 使用するシミュレーターは、「模擬飛行装置等認定要領」（空航第 324 号、空検第 237 号、空乗第 2038 号、昭和 60 年 4 月 25 日）1-2 に規定する「第 1 種模擬飛行装置」又は「第 2 種模擬飛行装置」であること。
- (5) 訓練指導に関する適切なマニュアルが策定され、これに従って行われるものであること。

2. 指定訓練の指定を受けようとする者は、当該指定訓練を適切に実施・管理するための体制を有していなければならない。

3. 細則的事項

この基準に係る必要な細目的事項については、航空安全推進室長が別に定める。

附則

1. この基準は、平成 12 年 2 月 1 日から適用する。
2. 「機長の路線資格に係る技能審査に関する指定訓練の指定基準の設定について」（平成 4 年 3 月 30 日空航第 178 号）は廃止する。

附則（平成 23 年 7 月 1 日）

1. この基準は、平成 23 年 7 月 1 日から適用する。

附則（令和 4 年 3 月 29 日 国官参事第 826 号）

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

(1)